磐田市総合健康福祉会館内広告等設置業務仕様書

１　業務名称

磐田市総合健康福祉会館内広告等設置業務

２　業務内容

事業者が、民間企業等の広告主を募集し、磐田市総合健康福祉会館内に広告を掲載するとともに、磐田市総合健康福祉会館会議案内板設備を設置する。

３　設置場所

磐田市総合健康福祉会館（ｉプラザ）１階～３階（別紙設置位置図のとおり）

４　会議案内、広告掲載の仕様

（１）　会議案内の仕様

事業者は、磐田市総合健康福祉会館会議案内可能な液晶モニター設備を設置するものとし、当該液晶モニター設備の仕様及び設置方法は次のとおりとする。

設置場所は１階階段またはEV付近で最低１箇所。

①　表示サイズ、設置位置については、提案内容をもとに市と協議の上、決定すること。

②　省エネ・環境対策として、照明の光源はＬＥＤバックライト仕様とする。

③　本体枠の角が鋭利とならないよう安全対策を行うこと。

④　本体は設置型とし、地震等の際の転倒、落下に対する防止策を十分に講ずること。なお、万一事故等が発生した場合は、事業者の責任において対応すること。

⑤　自社において、事故発生時の対応ができるよう損害賠償保険に加入していること。

⑥　館内改修が生じた場合は、設備の移動について市の指示に従わなければならない。なお、当該指示に従うことにより生じる費用は事業者が負担する。

⑦　周囲と調和のとれた色合い・デザインとすること。また、配線等についても館内の景観及び安全を損なわない方法とすること。

⑧　モニターからの音は、無音とすること。

（２）　広告掲載の仕様・・・別紙設置位置図①～⑤

①　広告掲載の形態は事業者の仕様（液晶モニター、ポスター等）とする。

②　設置位置は、指定した位置で最大で５箇所とする。

③　表示サイズ、設置位置、個数については、提案内容をもとに市と協議の上、決定すること。

④　広告枠の部分には広告主の広告を表示し、写真・名称・電話番号等について表示することができるようにする。

⑤　広告を掲載できる者及び広告内容等については、磐田市広告掲載要綱・磐田市広告掲載基準・磐田市庁舎内壁面広告取扱要領に定めるところによる。

5　支払い条件

（1）事業者は、本市の指定する方法により、期日までに広告料及び行政財産目的外使用料を支払うこと。

（2）支払われた広告料等は返還しないものとする。ただし、本市の責めに帰すべき理由で広告を掲載できなかった場合は、別途協議するものとする。

6　広告設備への表示

広告設備には自主財源確保を目的とした磐田市の広告掲載事業である事が分かるよう表示すること。

7　その他

（1）企業者は、掲載された広告の内容、デザイン、管理等について一切の責任を負うものとする。

（2）事業者は、広告内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと、及び広告内容に関わる財産権のすべてについて合理的な権利処理が完了していることを保障すること。

（3）市に対して、第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、事業者の責任及び負担において解決するものとし、市は責任及び負担を負わない。

（4）事業者は、広告主の募集・決定、広告物の事前確認、広告物の掲出、その他広告主との調整など広告掲載に係る一切の業務を行うこととする。
事業者は、「磐田市広告掲載要綱」、「磐田市広告掲載基準」、「磐田市役所庁舎内壁面広告取扱要領」に定めるところに従い、広告主について掲載前に市の審査を受けなければならない。

（5）液晶モニターの設置工事にかかる費用については事業者が負担する。

（6）液晶モニターの故障、破損、汚損の修理及びメンテナンス、また広告主の変更等についてはその都度行うこと。事業者は修理及びメンテナンスに関する一切の費用を負担する。

（7）液晶モニター、ポスターの撤去の際は、現状復帰し、費用については事業者が負担する。

（8）市は、広告主又は広告内容が要綱等の基準を満たさなくなったとき、その他広告掲載することが適当でないと認める事由が生じたときは、広告掲載の中止を指示する。

（9）この仕様書に定めのない事項又は疑義のある場合は、その都度協議のうえ決定するものとする。